

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種 目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	大阪市中央卸売市場 本場業務管理棟航空 障害灯設備修繕	19（産業用 機器）	コイト電気(株)	1,265,000	令和4年1月20日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
2	令和3年度大阪市中央 卸売市場本場自動火災 報知設備修繕その2	19（産業用 機器）	ニッタン(株)	1,320,000	令和4年2月28日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
3	大阪市中央卸売市場 塵芥処理設備修繕そ の2	19（産業用 機器）	新明和工業(株) 流体事業部 営業 本部関西支店	1,760,000	令和4年1月20日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟航空障害灯設備修繕

2 契約の相手方

コイト電工株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、業務管理棟に設置されている航空障害灯設備の灯器部品の取替え、並びに不点検出盤等の連携する設備との動作確認及び試運転調整を行うものである。

本修繕設備対象は、現在、一部機器の故障が発生したため、担当者による応急措置を行い運営を続けているが、航空法では適切な設置及び管理運営が定められていることから、早急に設備全体の確認を含めた修繕が必要である。

また、施工にあたっては純正部品及び製造業者の技術情報が必要であり、当該設備の製造業者であるコイト電工株式会社のみが有しているため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場自動火災報知設備修繕その2

2 契約の相手方

ニッタン株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されている自動火災報知設備の部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるニッタン株式会社のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるニッタン株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕その2

2 契約の相手方

新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部関西支店

3 随意契約理由

本件は、塵芥処理設備の定期保守点検において、それら各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、早急な補修が必要であることが判明したため実施するものである。

東部市場に設置されている塵芥処理設備は、場内の良好な衛生環境を保つために必要不可欠な設備であり、かつ日々故障なく安定的に稼働することが求められており、故障が発生した場合、ごみの処理が滞り市場運営にも多大な支障をきたすこととなる。

本修繕対象設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3955）